

新型コロナウイルス感染症への対応方針について 社会体育施設等の利用のお知らせ

(令和3年1月12日 更新)

岐阜県独自の「非常事態宣言」をうけ、標記施設の利用について下記のとおりとさせていただきます。ご理解、ご協力よろしく申し上げます。

◎下記施設の夜間開放時間を20時までとさせていただきます。

◆中央公民館、社会体育施設（町民体育館、各テニスコート）、フィットネスルーム

1月14日（木）～ 2月7日（日） : 開放

◆学校開放施設（体育館）、下宮地区公民館、生涯学習館

1月14日（木）～ 2月7日（日） : 一部開放

スポーツ少年団活動、中学校部活動・スクール活動の**団体のみ**に限定

※なお、この期間を延長する場合があります。

《お問い合わせ先》

○社会体育施設、学校開放施設、下宮地区公民館について

神戸町教育委員会 生涯学習課 電話：0584-27-0182

○中央公民館、生涯学習館

神戸町教育委員会 中央公民館 電話：0584-27-7321

○フィットネスルームについて

NPO 法人ごうどスポーツクラブ 電話：0584-27-1171